

丹波市人権・同和教育協議会

第43号

人権ネットワーク たんば

2019年度 丹波市人権・同和教育協議会 総会開催 役員及び本年度活動方針決まる

会長に大西 誠さん、副会長に吉川景敏さん、中道知代子さん

大西会長のあいさつ

本総会にご来賓をはじめ理事・代議員のご出席をいただきましたこと、お礼申し上げます。

本総会には、総会議案書とともに「人権覚え書き」の資料を添付しました。

この資料は、総会の前に開かれた理事会でご指摘をいただいたおかげにより作成されたものです。

2019年度活動方針に、「日本国憲法、人権関連三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）、世界人権宣言、第2次丹波市人権施策基本方針に示された理念を尊重し、人権文化の創造をめざす…」の「理念」とはどういうことなのか示してほしい、というご意見でした。

そこで、この「人権覚え書き」には、日本国憲法三大原則、世界人権宣言の前文抜粋と第1条、同和対策審議会答申の前文抜粋と第1部（同和問題の認識）抜粋、人権差別撤廃条約第1条、人権教育及



び啓発の推進に関する法律第3条（基本理念）、第2次丹波市人権施策基本方針抜粋、障害者差別解消法第3条（基本理念）、ヘイトスピーチ解消法基本理念、部落差別解消推進法第1条（目的）を記し、配布いたしました。

『世界人権宣言』の第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とあり、日本国憲法第14条（平等権）には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と、法の下の平等がうたわれています。

「思いやり」などの心のもちようによって人権の問題を解決しようとする私的解決とともに、法・制度を通じて解決していくこうとする公的解決が求められていく、両輪駆動ですすめていきたいと考えています。人権尊重の精神は、私的解決・公的解決のいずれにも生かされていくことを望んでいます。

総会 研修会

演題「夜間中学をひろげよう～ともに学び続けることのできる場をめざして～」

講師 松原 薫さん

◇夜間中学を知っていますか？

夜間中学とは「誰もが学び合い続ける」ことができるところです。

◇誰が入学できますか？

- ・学びたいと思っている人
- ・年齢が学齢期を過ぎている人
- ・実質的な義務教育を終えていない人
- いずれも、年齢、国籍は問いません。

2019年3月現在では公立の夜間中学は全国に31

校あり約1800人が学んでいて、4月には埼玉県と千葉県に1校ずつ開校されて33校になっています。

◇夜間中学ではどんな人が学んでいますか？

在日コリアンのハルモニ（高齢の女性）、被差別部落に生まれて学びを奪われた人、戦争で学びを奪われた人、「障がい」がゆえに学びを奪われた人、仕事や結婚のために渡日したアジアや南米の人、不登校・登校拒否・ひきこもりを経験した人などです。

私は、宝塚市で生まれ、大学卒業後大阪府の公立中学校の教師になり、堺市の夜間中学校で8年間お世話になりました。その夜間中学で、ある時理科の授業で、野に咲くたんぽぽの話をしたら、翌日、生徒さんが「先生、たんぽぽが咲いてたよ」と言って職員室にたんぽぽを持ってきてくれました。普段意識してなかったのに「こんなところにたんぽぽが咲いている」と気付いてくれた生徒さんから、「人は意識しないと何も見えない。何も聞こえない。文字を学んでいない人は文字があっても何も感じない。叫び声を上げている人がいても、聞こうとしないと聞こえない」ということを学ばせてもらいました。

その後、教師生活でいろいろな体験、経験をして、全国夜間中学研究会の事務局として、「学びを奪われるは人権侵害だ」との思いから、日弁連に「人権救済申し立て」をしました。それから早期退職し、一から自給自足を目指した生活、識字空白地域に識字の種をまくことを目標に、丹波市山南町の古民家にIターンしました。

当時の篠山市同教が在日コリアンの調査をするということを知り、調査研究班に加入しました。実際にハルモニが文字を書けないことを知り、「丹波・篠山よみかきの会」を立ち上げました。読み書きができるようになると計算もできるようになりたい、夜空の星のことも学びたいと学習意欲がでてきて、高校に行きたいという人ができました。このことをきっかけに、「丹波・篠山よみかきの会」を「丹波・

13年間で出会った「学び」を求める人たち

在日コリアン	2
被差別部落	2
結婚渡日	5
既卒渡日	6
既方渡日の家族	6
既中戻後	2
不登校	3
難かい	1
経済的	2
合計	29

女	18
男	11
合計	29

10代	4
20代	4
30代	7
40代	3
50代	3
60代	3
70代	1
80代	3
?	1
合計	29

韓国	2
日本	10
パングラディッシュ	1
エクアドル	1
ペルー	1
ネバール	4
中国	3
フィリピン	6
ベトナム	1
合計	29

篠山市	21
丹波市	6
京都府	2
合計	29

図1

絶対数は少ないかもしれません、声を上げられずに埋没てしまっているかもしれません。それは学びの場がないまま長く据え置かれていたためであり、学びの場があれば声をあげができるに違いないと思います。このように自分の周りにも夜間中学を必要としている人がいることを意識して生活してほしいと思います。

学びを求めている人はどんな街にも必ずいます。人は意識しないと何も見えません。聞こえません。



人は学び合い、それを続けなければなりません。

それから、私が最近生徒さんから教えられたことがあります。先生方の目線です。上から目線の人。下から目線の人。真正面から見れる人。これは唯一夜間中学の生徒さんと向き合い学び続けることができる人です。そして、そんなことすら考えず上からも下からも斜めからも見ることができない、目線すら合わせない人。これは、どんな仕事をしている人にも共通することだと思います。学び合うということは単に知識だけを教えたり得たりすることだけではありません。私も70歳になって、今まではどうであったかと見つめ直し、改めて夜間中学で共に学び合い続けることが大切だと思っています。

2016年12月14日に「義務教育機会確保法」という法律が施行されました。不登校児童生徒に対する教育機会の確保や、学齢を経過した義務教育未修了者に対する夜間中学における就学の機会を提供することを目的とした法律です。この丹波地区にどんな形で、どんな風に学びの場を確保して、広めていけるのか？これをこれから皆さんと一緒に意識して共に学びえることができたらと思います。